

公的研究活動に関わる不正防止に関する基本方針

公的研究の原資の大部分は貴重な税金であり、当財団におけるさまざまな活動は、社会の信頼によって支えられています。その不正行為及び不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究の管理については当財団の責任において適正に行われなければなりません。

当財団は、公的研究の不正根絶にむけ、不正行為及び不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究の不正防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正防止に関する責任体系を明確化し、財団内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な研究活動予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究の不正行為及び不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

平成 28 年 5 月 27 日作成

平成 30 年 9 月 1 日改訂